

2026年度 《現代心理学研究科》 修士論文提出について

修士論文の提出

提出日時（期間）		提出場所
特別修了申請者	2026年7月1日（水） 9:00～17:00	新座キャンパス7号館1階 教務事務センター
	2026年7月2日（木） 9:00～17:00	
	2026年7月3日（金） 9:00～17:00 締切	
年度末修了者	2027年1月12日（火） 9:00～17:00	新座キャンパス7号館3階 アカデミックホール
	2027年1月13日（水） 9:00～17:00	
	2027年1月14日（木） 9:00～17:00 締切	

- * 指示された提出締切を過ぎた場合は受理されないので注意すること。（ただし、下記「レポート・論文等の提出に際しての注意」も参照しておくこと。）
- * 提出にあたっては、履修要項（P.123～P.124）および本資料をよく確認し、指示通りに体裁（製本、表紙、添付書類など）を整えたうえで提出すること。部数の不足、指示通りに製本されていない場合などは受理されないので注意すること。
- * 複数回提出することはできない。万一、複数回提出された場合は、最初の1件のみを採点の対象とする。

<注意事項>

① 提出部数

論文3部及び論文概要1部

ただし心理学専攻・臨床心理学専攻の論文概要は心理学科教育研究支援室に提出すること。

② 提出様式

現物（紙）

③ 提出証

提出にあたっては、提出証を添えること。

④ 製本

提出論文は、原則としてくみ製本とし、仮製本（フラットファイル綴じのみ）も認める。

⑤ 本文

本文は、A4判、横書き、1ページあたり1200字（40文字×30行）で印刷すること。
余白の目安は以下のとおりとする。

上側：30mm
下側：25mm
左側：35mm
右側：25mm

⑥ 表紙

表紙の記入例は、別途R Guideに掲載されている以下の資料を確認すること。

- ・【心理学専攻・臨床心理学専攻】修士論文・修士論文概要作成ハンドブック
- ・【映像身体学専攻】修士論文・修了制作の提出について

⑦ 審査手数料

前期課程に在学して所定の単位を修得後、3年次以上に引き続き在学し、修士論文を提出する場合には、論文審査手数料1万5千円を納入すること。該当者は、指定の金額分の証紙を新座キャンパス教務事務センター内の証紙券売機で購入し、論文とともに提出すること。

⑧ 審査・試問

論文を提出したものは、主査および副査による審査・試問を受けなければならない。

論文の試問：1月下旬～2月上旬

* 口頭試問の日程は、現代心理学研究科掲示板にて発表する

なお、「特別修了（9月修了）」申請予定者で、修士論文を定められた期間に提出した者については、論文の試問を7月下旬に行う。

*****レポート・論文等の提出に際しての注意*****

■Web提出

レポート・論文等は、指定された提出期限後は受理しないので時間厳守のこと。通信上のトラブル（インターネットに接続できない等）や電子機器上のトラブル（処理速度が遅くなった等）を理由とした提出期間後の提出は一切認められないので、十分余裕をもって臨み、提出すること。ただし、締切日当日、不測の事態により、本人が提出期限までにレポート・論文等を提出できない場合は、当日の締め切り時刻以前にその対応について所属キャンパスの教務窓口にお問い合わせ、指示を受けること。不測の事態とは、事件・事故などの場合を言う。

*機器（パソコン等）の故障、通信上のトラブル、データの紛失などは、不測の事態に含まれないので注意すること。

学校感染症のため出校停止となった学生のレポート・論文等の提出について

出校停止となった場合でも自宅等からWeb提出が可能であるため、いかなる代替措置も認めない。必ず提出期間内に提出すること。

■現物（紙）提出

論文等は、指定された提出期限後は受理しないので時間厳守のこと。交通機関等の遅延も予測されるので、提出にあたっては十分余裕をもって臨み、本人が提出できない場合は、信頼できる代理人に依頼する等の措置を講ずること。ただし、締切日当日、不測の事態により、本人または代理人が提出期限までに論文等の提出に來られない場合は、当日の締め切り時刻以前にその対応について所属キャンパスの教務窓口にお問い合わせ、指示を受けること。不測の事態とは、事件・事故や交通機関等の大幅な遅延などの場合を言う。

*プリンター等、機器の故障は不測の事態に含まれないので注意すること。

学校感染症のため出校停止となった学生の卒業論文・修士論文の提出について

上記に該当した場合は、以下の指示に従うこと。

1. 上記の提出物の提出期間において本人が出校停止中である場合は、代理人を立て、当該の期間内に提出することを原則とする。

代理人による不備は、依頼した本人の責任となる。

2. 1. において代理人を立てることができない場合は、締め切り時刻以前に所属キャンパスの教務窓口連絡し、指示を受けること。

〈以下のすべてに該当する場合、後日の提出を認めることがある〉

- ① 上記2. に該当する学生であること。
- ② 医療機関が記載し証明した大学所定の書式である「学校感染症登校可能証明書」、または医療機関の発行する出校停止期間と登校可能日が記載された「診断書」の提出によって、締切日当日に学校感染症に罹患して出校停止中であった事実が証明できること。
- ③ 「出校可能となった日またはその翌日（窓口対応可能日）」に提出すること。